

	質問	回答
	1.全体事項	
1-1	採択時期はいつか。	6月上旬を予定しています。
1-2	平成27年度からの大きな変更点は「導入補助事業の対象が商店街に広がった」という点以外にあるか。	昨年度との変更点は、対象に商店街が追加されたことです。
1-3	公募要領に「なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください」とあるが、場合によっては交付決定日前に補助事業を開始しても良いという可能性があるか。	補助事業は交付決定日より後に開始することが前提となります。ただ、早期の開始については、個々にご相談を承ります。
1-4	採択後の導入調査事業と導入補助事業の交付申請時期、交付決定通知の時期は、いつごろか。	採択通知発送（6月上旬予定）後、導入調査事業の交付申請をしていただきます。協会からの交付決定通知発送の目安は1カ月を予定しております。導入補助事業は導入調査事業を完了してから交付申請をしていただきます。
1-5	導入調査事業、導入補助事業とで事前に配分額は決まっているのか。	応募いただいた内容を審査し、予算の範囲内で補助事業を選定します。
1-6	導入調査事業、導入補助事業ともに実績報告としてどのような資料・図面等を提出する必要があるか。	実績報告については、完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む）、図面（調査範囲全体図・調査位置平面図）、調査結果一覧表、写真（工程等が分かるもの）、その他参考資料（領収書等を含む）を提出いただきます。
1-7	平成27年度に導入調査事業を実施し、平成28年度に導入補助事業を実施する小規模地方公共団体については、応募申請・交付申請はどのような手続きとなるのか。	昨年度からの継続に関しては、個別に対応いたしますので、協会に直接ご連絡ください。
	2.補助対象となる事業	
2-1	交付規程のP.17の(4)の光特性・寿命・電磁両立性の表内で、電力会社申請入力容量が40VA以下までとなっているが、それ以上の容量のものは対象	技術基準に準拠した照明を導入することとしてください。 40VAより電力会社申請入力容量が大きいLED照明器具は対象外です。

	<p>外か。</p> <p>40VA の灯具を設置する工事費は対象、41VA 以上の灯具を設置する工事費は対象外ということか。</p>	<p>電力会社申請入力容量が 40VA 以下の LED 灯具の取付工事にかかる工事費は対象とします。</p> <p><u>なお、道路灯については、P.17 の 2. LED 道路照明器具技術基準以降をご確認ください。</u></p>
2-2	<p>すでに地方公共団体に導入計画があれば、その計画を基に取付工事費用だけで申請できるか。それとも、導入調査事業に応募してその採択を受けた導入計画でなければいけないか。</p>	<p>すでに地方公共団体に導入計画があれば、その計画を基に、導入補助事業のみの申請は可能です。<u>ただし、補助事業を実施する中で、調査内容に問題があることが判明した場合、調査事業のやり直しは認められません。</u></p>
2-3	<p>平成 28 年度に導入調査事業を行い、平成 29 年度に導入補助事業をすることは可能か。</p>	<p>補助事業の実施期間は、原則として単年度です。ただし、単年度の実施が困難な LED 照明導入補助事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を 2 年以内とすることができます。また、次年度事項の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。</p>
2-4	<p>任意の団体である商店街が、補助金を申請する事は可能か。</p>	<p>任意団体が申請することはできません。</p>
2-5	<p>平成 26 年度に「小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業」で防犯灯の LED 化を行っているが、今年度、道路灯の LED 化を本事業で計画している。2 度目の補助金申請は認められるか。</p> <p>平成 28 年度に A 地域、平成 29 年度に B 地域と応募申請を 2 回に分けて実施することは可能か。</p>	<p>対象となる地区や灯具の種類が応募申請段階で明確に区分できれば、過去に実績のある小規模地方公共団体であっても応募申請は可能です。</p>

2-6	<p>商店街の導入調査事業応募は不可とのことだが、LED化の検討をする上で、全灯調査により現状の把握は、過年度事業においては実施している。今年度の事業では、商店街の照明灯を除いた数量が対象という理解でよいか。</p> <p>調査除外であれば、商店街の導入補助事業は調査せずに導入補助事業を実施するという事か。</p>	<p>導入調査事業の対象となるのは、当該小規模地方公共団体が所有する街路灯等です。</p> <p>商店街は導入補助事業の応募申請段階で、LED照明導入計画をご提出いただきます。</p>
2-7	<p>導入調査事業と導入補助事業を合わせて実施する場合、調査事業により対象灯数及び機器等が変更になる可能性があるが、導入補助事業の申請書には現状把握している情報で記載すればよいか。変更になる可能性がある場合、導入補助事業の申請はできないのか。</p>	<p>導入調査事業と導入補助事業を合わせて実施する場合、導入補助事業の申請書には現状把握している情報で灯数や事業費を記載して申請してください。</p>
2-8	<p>調査事業において正確な灯数が確定した場合、応募申請時の数量と相違することが想定されるが、その場合どのような事務手続きになるのか。</p>	<p>調査終了時に正確な数値で報告書を作成し、その数値で導入補助事業交付申請をしてください。</p>
2-9	<p>国庫補助金により整備した街路に設置した道路灯のLED化を計画しているが、国からの他の補助金を受けていないことに該当するのか。</p>	<p>当該補助金の規定等を参照し、財産処分が可能であるか等を確認してください。</p>
2-10	<p>既設灯が過去に補助金を利用して設置したが、今回の補助金申請でLED化する場合補助金の重複とみなされ、補助対象外となるか。</p>	<p>当該補助金の規定等を参照し、財産処分が可能であるか等を確認してください。</p>
2-11	<p>一部の防犯灯で「電気代」を国からの交付金を受けている場所がある。機器への補助ではないので補助対象としてよいか。</p>	<p>確認が必要であるため個別にご相談ください。</p>
2-12	<p>新設ではなく、既存照明をLEDに交換することのみ補助事業の対象となるか。また、既存照明がLEDの場合、補助事業の対象となるか。</p>	<p>既設照明の更新のみが対象となります。また、既存照明がLEDの場合は対象外です。</p>

2-13	<p>応募申請自体は「小規模地方公共団体」「小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街」、但し採択後の交付申請は民間企業等とのことだが、応募申請者と交付申請者が別ということか。</p>	<p>導入補助事業の応募申請者と交付申請者は別になります。</p>
2-14	<p>補助の対象施設に「街路灯等」とあるが、道路トンネルの照明、市有施設(小・中学校、保育園の防犯用屋外照明灯と駐車場照明灯、支所・公民館・福祉施設など)の自立柱、公園や駅前駐輪場の屋外照明は、対象施設となるか。自治会が所有し、管理している防犯灯は対象となるのか。</p>	<p>道路灯、防犯灯、公園灯は対象とします。駅前駐輪場の屋外照明についても市営等申請する地方自治体の所有するものであれば対象とします。自治会が所有する防犯灯は対象外です。</p>
2-15	<p>調査会社、リース会社の選定を「プロポーザル方式」により同時期に一緒に選定する予定です。交付要綱には、交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象にならないとありますが、交付決定通知の前に、施行伺い、プロポーザルの公募、選定(未契約)は問題ないか。</p>	<p>問題ありません。</p>
2-16	<p>今年度、調査事業と導入補助事業の両方を応募したいが、調査事業により灯数把握及び導入計画を策定する予定であり、導入する灯数が確定するが、調査事業と導入補助事業の灯数は同一でないといけないか。また、導入補助事業の灯数以上を調査事業の対象灯数としてよいか。</p>	<p>応募申請の際は、調査前の想定更新灯数を記載し、補助事業の交付申請の際は調査結果を元に、正確な灯数を記載してください。調査対象灯数すべてを更新する必要はありません。</p>
2-17	<p>「道の駅」の LED 街路灯は補助金対象になるか。</p>	<p>所有者が小規模地方公共団体であれば、対象となります。</p>
2-18	<p>商店街振興組合法または中小企業等協同組合法に基づかない商店会が所有する街路灯を LED に変更したいが、この商店会では、応募資格がないので、市がこの商店会のために補助金を申請</p>	<p>任意の商店街については、補助対象外です。地方公共団体が商店会に代わって補助金を申請する場合は、商店会所有の街路灯を地方公共団体へ所有権を移していただく必要があります。</p>

	し、事業を実施することができるのか。	
	3.補助対象事業の選定	
3-1	応募者が多くあった場合、補助事業者の選定は抽選となるのか、それとも公募の記載内容を評価し、仮に点数などを付けて精査するのか。選考基準などがあれば教えてほしい。	応募申請書の記載内容をもとに公益性や二酸化炭素削減効果等に基づき、審査を行い、選定します。詳細は公募要領 P.7 をご確認ください。
	4.応募にあたっての留意事項	
4-1	公募要領によると設備はリースであるとの表記があるが、LED 照明の購入は不可という事か。	LED 照明の購入は要件に当てはまらないため対象外です。
4-2	LED 灯具代も補助対象経費か。	LED 灯具代は補助対象外です。
4-3	小規模地方公共団体が応募申請を行うが、協会から採択される前に調査会社やリース会社、LEDメーカーを決定してもいいか。決定方法は、入札方式。	採択前に調査会社、リース会社、LED メーカーを決定しても問題ありません。なお、調査会社、リース会社、LED メーカーを決定しても採択されるとは限りません。また、契約・発注日は、協会の交付決定日以降であることが必須です。
4-4	交付規程別表第 2 の補助対象経費に材料費と記載があるが、LED 防犯灯を取り付ける際に使用するステンレスバンド等についても補助対象になるか。	補助対象外になります。
4-5	現在、単独の支柱に灯具が設置している街路灯を近接の電柱に追加する場合（変更する場合）、施工費は、補助対象となるか。対象となる場合、補助対象は、どこまで（支柱に設置している灯具の取り外し費用、電柱への取り付け費用、撤去費用）が対象か。	本事業は、既存の街路灯からの置換えが対象となり、新設の導入は補助対象外です。既存の灯具が照らす範囲内での設置場所変更であり、既設灯が使えない状態にすることを条件に補助対象として認めます。ただし、灯具の取り外し費用と撤去費用は補助対象外です。
4-6	リース契約が 9 年以上・・・となっているが、契約満了後の規定はあるか。	原リース期間終了後に行われる撤去、所有権移転、再契約等についての報告は不要です。
4-7	事務費という区分があるが、電力会社への電力申請手続きに係る事務手続き	事務費は LED 照明の取付工事に必要な事務に要する費用であり、電力会社への

	費用も補助対象になるか。	申請手続きに係る費用は対象外です。
4-8	老朽化等により防犯灯の灯具以外のポールなど含め全体的に交換する必要がある場合、撤去費は補助対象外か、それ以外は補助対象になるか。	撤去費及びポール等の交換にかかる費用は補助対象外です。
4-9	「補助金交付決定後に契約を締結すること」との記載があるが、仮にプロポーザル方式で発注する際、交付決定前に公募自体は開始しても、問題はないか。	交付決定前に公募開始、業者の選定を行っても問題ありませんが、発注は交付決定後にしてください。
5.応募の方法		
5-1	LED 照明技術水準に適用していない器具を本事業のリース契約で使用する場合、補助金の対象にはならないが、公募で見積り額を提出する際に適用外の器具の積算は見積り内に含めていても問題はないか。なお、補助金対象と対象外の区別は明確にしている。	補助対象と対象外の区別が明確であれば問題ありません。
5-2	<u>現時点でプロポーザルを行っていないため、未設定の項目について、実施計画書（様式 2-2）＜事業の内容＞の[地方公共団体等関係者との調整][設備の管理体制]の記入の仕方を教えてください。</u>	記入例 [地方公共団体等関係者との調整]→リース会社と地方公共団体と密に連絡をとって進めていく（詳細はプロポーザルにて決定する） [設備の管理体制]→リース会社、地方公共団体や工事関係者と連携を取り、適宜連絡を行う（詳細はプロポーザルにて決定する）
5-3	既存器具の廃棄処分費や LED 維持管理費、LED リース代について見積書にどのように記載すればよいか。	応募申請の際は、通常、地方公共団体がリース会社の見積書を提出しますが、補助対象と補助対象外が区分されていることが必須です。廃棄処分費やリース代は補助対象外です。 <u>リース会社の見積書がない場合は、積算で金額を算定してください。</u> 交付申請の際は、リース会社が工事会社

		に見積書提出を依頼します。補助対象と補助対象外に区分することはもちろん、それぞれの金額の根拠がわかるよう内訳書もつけてください。また、その見積りの中にリース代や LED 照明の維持管理に相当する費用等も含まれますが補助対象外の部分で記載していただきます。
5-4	経費内訳（様式 3-2-2）金額は消費税を含めるのか。	導入補助事業の場合は、交付申請者が民間のリース会社となるため、消費税抜きとなります。導入調査事業の場合は、地方公共団体が交付申請を行うため、消費税込で可です。 詳細は公募説明会資料 P15,16 をご確認ください。
5-5	応募の段階では、リース会社等が未決定の段階であるため 1 社しか見積書を取っていないが問題ないか。	問題ありません。後の手続きで交付申請の際には見積書（3 社）を取り、金額の妥当性を証明できるようにした方がよいです。交付決定において通知した金額が補助金の上限となります。
5-6	地方公共団体の中には、LED 照明導入にあたり事業者を公募し、プロポーザルを行う団体がある。そのような地方公共団体が見積書を提出する際は、三社見積は必須か。	金額と提案内容で事業者を選定するプロポーザル方式では、見積書を提出するリース会社は、提案の段階で LED 照明器具を提供する会社や工事会社の選定を行っており、その時点で競争性は担保されています。よって、見積書はそのプロポーザルを行う見積書のみで問題ありません。各提案事業者の提案に対する採点表があれば、競争性による選定が担保されていると考えます。
5-7	経費内訳（様式 3-2-2）＜購入予定の主な財産の内訳＞には、廃棄処分費、維持管理費、リース料金等を記入するのか。	今回の事業においては、資産登録するものがないため、記入不要です。

5-8	調査事業と導入補助事業のセットでなければ応募できないと解釈しているが、様式1応募申請書に導入調査事業又は導入補助事業、各事業にそれぞれ申請書を作成するのか。	事業毎で申請書を作成してください。調査事業を応募する場合は、導入補助事業を実施することが要件ですので2枚作成してください。
5-9	導入補助事業のみを申請する場合、導入計画等を提出する必要はあるか。またそれはどれほどの内容が求められるのかと、提出する場合、採択通知が届いた後の交付申請を行う際に提出すると理解してよいか。	導入補助事業のみを申請する場合、応募の時点で具体的な導入計画等を提出してください。内容としては調査事業で定めている検討事項を含むものとしてください。
5-10	二酸化炭素の把握について、現行の照明（防犯灯）が定額電灯契約なのでメーターが付いておらず電気使用量が正確に把握できない。一灯あたりの電力（W）はわかるがどのように試算すればよいか。	一灯あたりの電力と点灯時間から電気使用量を算出してください。
5-11	本事業をプロポーザル方式で発注するにあたり、LED 取替工事と一緒にポールの腐食点検調査（リース契約とは別契約）も含めて発注する予定としている。ポールの腐食点検は補助金対象ではないため、導入のみの申請となるが、公募書類内の「地方公共団体等関係者との調整」内に、調査会社として腐食点検の発注を一緒に行う予定であることは、記載した方がよいか。	記載していただいて構いません。
5-12	様式2-1、3-1などのエクセルシートですが、シートに保護がかかっており、PDF等の貼り付けができない。	様式につきましては、この状態で提出をお願いします。添付資料につきましては、別添として出してください。
5-13	経費内訳に添付する見積書について、見積書は何社分添付すればよいか。	1社でもよいです。
5-14	申請年度の予算書の提出が必要となっているが、工事予算の流用措置を示す資料や予算確約書で問題ないか。現時点で予算措置ができていないため、6	今年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料として、流用措置や補正予算計上予定である旨を記載した予算確約書の提出で問題ありません。

	月議会に本事業の予算上程予定である。	
5-15	「キその他参考資料」の機器仕様については、導入を予定しているメーカーのホームページを印刷したものでよいか。また、1社だけでよいか。	問題ありません。